

福岡県公報

平成二十年十二月二十六日
第二千九百十四号
増刊 ②

目次

規則(第六十二号)

福岡県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(生活安全課) …………… 一

規則

福岡県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十二号

福岡県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福岡県消費生活協同組合法施行細則(平成十二年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「について、」の下に「消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号)及び」を加え、「及び消費生活協同組合財務処理規則(昭和二十九年厚生省令第四十八号)」を削る。

第三条第一項第五号中「組合を代表する理事」を「代表理事」に改め、同項第七号中「第四十一条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同項第九号中「法第七十八条の解散登記、法第七十九条の合併の登記又は法第八十一条」を「法第七十八条の吸収合併の登記、法第七十八条の二の新設合併の登記、法第七十九条の解散の登記又は法第八十条」に改め、同項第十一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十一条第一項」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百八十四条第一項」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）